

## 規則(案)の概要

## 企画県民部消費生活安全課

題 名	山梨県食の安全・安心推進条例施行規則
趣 旨	山梨県食の安全・安心推進条例の施行に関し必要な事項を定める必要がある。
内 容	<p>1 規則制定の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成24年2月議会において山梨県食の安全・安心推進条例を制定した（平成24年4月1日施行。ただし、一部の規定については平成25年4月1日施行）。</li> <li>○ このため、この条例の施行に関し必要な事項を定める必要がある。</li> </ul> <p>2 規則の内容</p> <p>(1) 食品衛生法で定める表示の基準に違反する食品等として自主回収の報告を求める食品等は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 消費期限又は賞味期限の表示の基準に違反する食品等</li> <li>② アレルギー物質の表示の基準に違反する食品等</li> <li>③ 保存の方法の表示の基準に違反する食品等</li> </ul> <p>(2) 食品衛生法の規定に違反する食品等のほか、健康への悪影響を未然に防止する観点から自主回収の報告を求める食品等は、食品等の臭味、食品等の外観、食品等の生産、製造、加工、調理、貯蔵又は販売の状況、現に発生している食品等によるものと疑われる人の健康に係る被害の態様その他の事情から合理的に判断して食品衛生法の規定に違反する食品等に該当するおそれがある食品等とする。</p> <p>(3) 自主回収の報告の内容の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</p> <p>(4) 措置勧告に従わない旨及びその勧告の内容の公表は、県公報への登載等により行うものとする。</p> <p>(5) (4)の公表をしようとする際に措置勧告を受けた者が行う意見の陳述は、口頭であることを認めたときを除き、陳述書の提出によるものとする。</p> <p>(6) 自主回収着手報告書等の様式を次のとおり定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 第1号様式 自主回収着手報告書</li> <li>イ 第2号様式 自主回収終了報告書</li> <li>ウ 第3号様式 身分証明書（立入検査等）</li> </ul>
施行期日	平成25年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし